

日米原子力協定 再処理 プルトニウム

今の日米原子力協定の肝は再処理をする際のアメリカとの同意のありかたにあるといえます (参考資料①)

1973年 日米原子力協力協定改訂 (協定文) (参考資料②)

第8条C
アメリカ合衆国から受領した特殊核物質が再処理を必要とするとき、又は同国から受領した燃料資材を含む照射を受けた燃料要素が原子炉から取り出されてその形状若しくは内容が変更されるときは、その再処理又は変更は、第11条の規定が効果的に適用されるとの両当事国政府の共同の決定に基づいて日本国の施設において、又は相互に合意するその他の施設において行なうことができる。

再処理するには、**その都度アメリカの同意が必要**ということ
▶同意を得るまでにかかりの時間がかかるし、アメリカの意向でいつ「ダメ!」と言われるか分からないので「核燃料サイクル」を回すのもままならない。

今の協定

紆余曲折を経て協定改定 (参考資料①)

1988年 日米原子力協力協定 (参考資料③)

第5条1
この協定に基づいて移転された核物質及びこの協定に基づいて移転された資材、核物質若しくは設備において使用され又はその使用を通じて生産された特殊核分裂性物質は、**両当事国政府が合意する場合には、再処理することができる。**

一定の枠組みの中で**自由に再処理**できるようになった
▶いちいちアメリカにお伺いを立てる必要がなく、「核燃料サイクル」を自由に回すことができるようになった
実際には回っちゃいませんが。

再処理するということはプルトニウムができるということ。

Pu

国内外の懸念を払拭するため、
2003年 原子力委員会決定「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」 (参考資料④)

原子力委員会としては、利用目的のないプルトニウム、すなわち**余剰プルトニウムを持たない**との原則を示すとともに、毎年プルトニウム管理状況を公表するなど関係者がプルトニウム平和利用に係る積極的な情報発信を進めるべきであるとの方針を示してきた

ちなみに現在日本が保有しているプルトニウムの量は

Pu

2012年度末時点で

約 **44** トン

これは余剰ではない
というのが日本の立場

国内)
再処理施設 : 4,363kg
燃料加工施設 : 3,364kg
原子炉施設 : 1,568kg

海外)
イギリス : 17,052kg
フランス : 17,895kg

(参考資料⑤)

余剰でないなら
どうするつもりなのか？

もんじゅが動けば 0.5トン/年/基

黄色吹き出し内
プルトニウム消費量
(参考資料⑥)

- ・ 高速増殖炉
 - ・ 軽水炉でのプルサーマル (MOX燃料)
- で消費するしかないのです。

0.4-0.5トン/年/基
(フルMOX 1.1トン/年/基)

「余剰プルトニウムは持たない」という言葉からだけ考えると
プルサーマルか高速増殖炉でどんどんプルトニウムを消費しないといけないことになります。

エネルギー基本計画

(参考資料⑦)

原発依存度については、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、
可能な限り低減させる。

▶ 「余剰プルトニウムを持たない」⇔「原発依存度を可能な限り低減」って矛盾してます。
ただ、「可能な限り」というのがプルトニウム消費を前提としていると考えると、
余剰プルトニウムがなくなるまでは原発依存度を低減させるのは「不可能」なので原発はなくさない、という宣言ともとれます。
そうだとすると、何の為に原発を動かすんだ？という疑問も湧きます。
なんだか基本計画のこの表現って国民をだまくらかしてませんか？

再びエネルギー基本計画

(参考資料⑦)

再処理やプルサーマル等を推進する。

▶ **その上、再処理でさらにプルトニウムの量を増やす??**
ますます原発やめられないじゃん。。

さらにエネルギー基本計画

(参考資料⑦)

核燃料サイクルに関する諸課題は、短期的に解決するものではなく、中長期的な対応を必要とする。
(中略) **状況の進展に応じて戦略的柔軟性を持たせながら対応を進める**

▶ **今のところ核燃料サイクルはうまくいってないけど、ひとまず問題先送り。。。**
先週紹介したドイツ倫理委員会の
「短期的な利益を優先して、未来の何世代にもわたり負担を強いるような決定に対しては、
社会は責任を負わなければならない」
という考え方とは大違いです。

さて、日米原子力協定に戻ると

(参考資料③)

第16条1

この協定は、30年間効力を有する

つまり、今の日米原子力協定の有効期限は2018年7月までです。
核燃料サイクル政策を”これまで通り”続けたい人たちは、「自由に再処理できる」今の協定を
いかに継続させるか考え始めているようです。(参考資料①⑥)

日米原子力協定は日本の原子力政策の根本にあります。
少なくとも現状のまま日米原子力協定を続けさせてはダメですね。再処理の都度アメリカの
同意を得るといふ昔の協定に戻るだけで、核燃料サイクル政策は大きな見直しを迫られるは
ずです。

「2030年代原発ゼロ」を言った民主党がどこまで本気で考えていたのか知りませんが、今こ
そ、「原発ゼロ」に舵を切り、日米原子力協定期限後は協定を日本が原発ゼロを目指す
という方向に合わせて大幅改定(あるいは破棄)させなくてはならないと思います。

<参考資料>

- ① 「日米原子力協定(1988年)の成立経緯と今後の問題点」 公益財団法人日本国際問題研究所 平成22年度研究報告 遠藤哲哉 著
<http://www2.jiia.or.jp/RESR/research.php?s=40>
- ② 原子力委員会月報1973年3月号
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/V18/N03/197319V18N03.html>
- ③ 「原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」
原子力規制委員会HP 保障措置関係法令集
<http://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/kankeihourei/>
- ④ 原子力委員会決定 2003年
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/kettei/kettei.htm#2003>
- ⑤ 「我が国のプルトニウム管理状況について」原子力委員会 第34回臨時会議 資料1
<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/iinkai/teirei/siryu2013/siryu34/index.htm>
- ⑥ 「日米原子力協定と核燃料サイクル」公益財団法人日本国際問題研究所 平成25年度中間報告書
<http://www2.jiia.or.jp/RESR/research.php>
- ⑦ 経産省HP 「新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました」
<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001.html>